R05-52　ご存じですか！ 農地等の納税猶予制度 ～相続税・贈与税～

改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁数 | 項　　　目 | 改訂概要 |
| ２  ４ | **１　農地等の相続税納税猶予制度**  都市農地貸借円滑化法の制定に係る生産緑地地区内の農地を貸し付けた場合の相続税納税猶予の継続 | ・申告期限までに手続きが完了しないと制度の適用ができない旨の説明を追加  ・「特定貸付け等」「農地等」の補足説明を追加  ・相続税納税猶予の流れ図を差し替え  （新　規）  ・都市農地貸借円滑化法等による貸付けの概要と、一定の要件を満たす生産緑地の相続税納税猶予が継続される旨を追加 |
| ５ | **２　農地等の贈与税納税猶予制度** | ・贈与税納税猶予の流れ図を差し替え |
| ６  ７ | **３　相続税・贈与税納税猶予制度に係る特定貸付け（農地中間管理事業等による貸付け）の概要**   1. 相続税納税猶予制度に係る特定貸付け 2. 贈与税納税猶予制度に係る特定貸付け | ・農業経営基盤強化促進法等の改正に伴う特定貸付けの見直しを反映  ・相続税納税猶予制度に係る特定貸付けの流れ図を差し替え  ・贈与税納税猶予制度に係る特定貸付けの流れ図を差し替え |
| ８ | **４　相続・贈与に係るその他の制度** | ・相続時精算課税制度を選択した場合の贈与税について、令和６年１月１日以後の贈与により財産を取得した場合は基礎控除額110万円を控除する旨を追加 |

※）上記の他にも表記等の見直しを行っています。